平成２１年（フ）第１４８１号
東京都羽村市小作台１丁目11番地６ＮＴＫビル301
債務者　河邉　直子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２２６４４号
東京都港区北青山１丁目６－５－206
債務者　阿部　一幸
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２６６１号
東京都荒川区東尾久５丁目36－２－201
債務者　細野テル子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２６８０号
千葉県富津市富津51－５　大野方
債務者　石井　　正
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３４４号
東京都足立区綾瀬６丁目34番５－301号
債務者　高島　秀次
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３７２号
東京都立川市一番町６丁目８番地の１立川一番町東50棟303号
債務者　佐藤　優子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３７８号
東京都江東区猿江１丁目８番３号安川マンション303
債務者　神田　惠子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３８１号
東京都江東区東雲２丁目７番５－301号
債務者　寺谷　美雪
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４７０号
東京都小金井市東町３丁目７番４号第２シマダ202
債務者　本波　淳子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１８０号
岡山県津山市志戸部100番地25
債務者　難波奈保子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第６８９号
埼玉県入間市宮寺1794番地
破産者　日本シエルタ株式会社
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３５号
千葉県印西市小倉台１丁目４番地６棟403号、前住所千葉県印西市内野１丁目８番地６棟406号
破産者　板橋　　実
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３８号
和歌山県新宮市新宮7684番地
破産者　有限会社つるや
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第３９号
和歌山県新宮市新宮7684番地
破産者　筒井　　準
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第４０号
和歌山県新宮市新宮7684番地
破産者　筒井　厚子
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第１７号
福岡県久留米市合川町185番地の13
破産者　有限会社久和化成
1　決定年月日　平成21年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１２９号
茨城県つくば市春日３丁目20番14号
破産者　株式会社ナチュラルホーム
1　決定年月日　平成21年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２０年（フ）第１８６７８号
千葉県習志野市津田沼１丁目７－24、開始決定時の住所千葉県習志野市津田沼３丁目23－17
破産者　中村源太郎
1　決定年月日　平成21年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部